

1 バス路線再編の方向性について①



2(2)③ 整備方針 公共交通ネットワークの充実及び交通結節機能の強化について

ライトラインと効率的に連携した階層性のある公共交通ネットワークの構築に向けて、「路線バス再編」や「地域内交通の導入推進」などの取組を進めていく。

ア 公共交通ネットワークの充実 (路線バス)

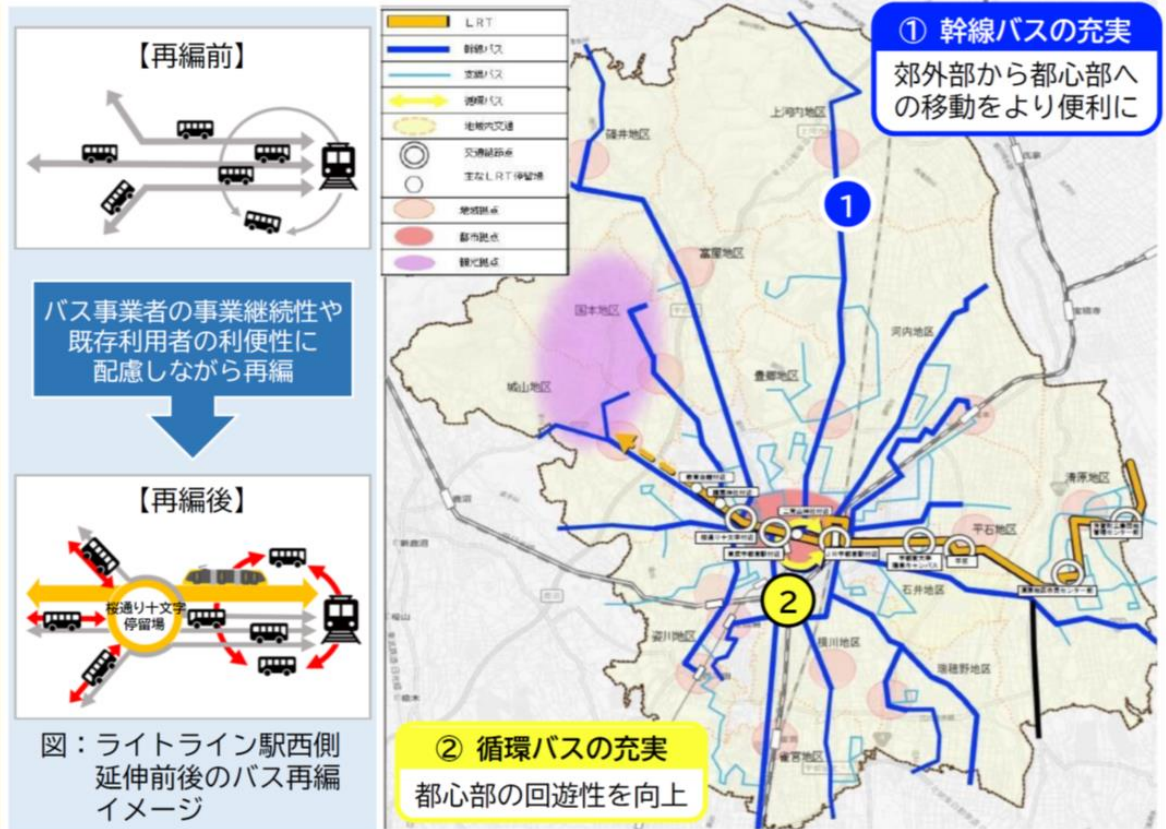
- 開業時において、桜通り十文字交差点を經由し、JR宇都宮駅方面に運行していた路線の一部を起終点とすることなどにより、ライトラインと重複する大通り区間のバスを3割程度削減し、捻出したバスリソースを幹線バスや都心部の循環バスに振り分けることで充実を図る。

捻出するバスリソースは約3,000km※
平均運行距離(市域内)で換算すると約300本分に相当※
(※令和5年9月時点の運行状況をもとに市調査により算出)

- 今後、バス事業者と協議を進め、具体的な運行計画案を開業2~3年前を目途に公表予定
- より使いやすいバス利用環境の構築に向けて、大通り区間におけるバス停の統合・集約化を検討

(地域内交通)

- 市街地において地域と連携しながら導入を推進
 - 細谷・上戸祭地区【令和7年3月実証運行開始(予定)】
 - 中央・築瀬地区【導入検討中】

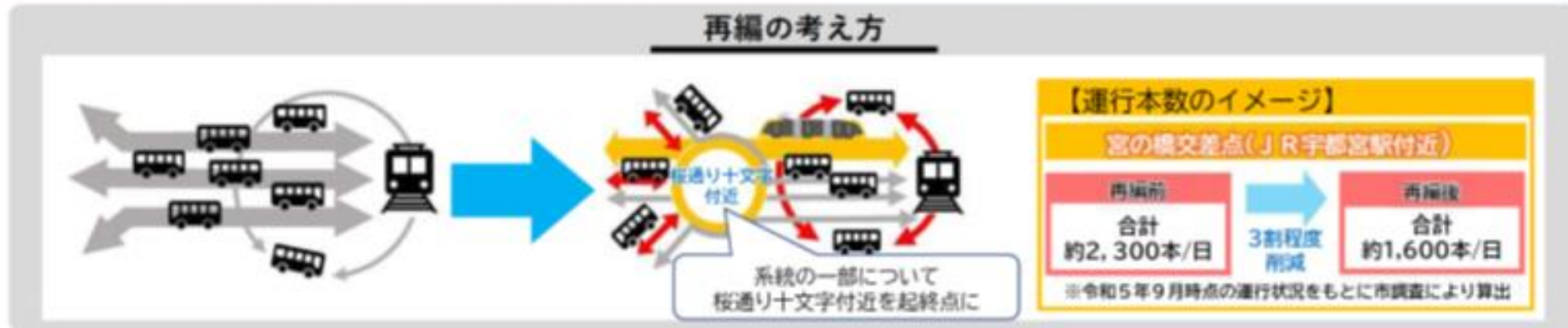


1 バス路線再編の方向性について②



1(2) バス路線の再編について

- ・ 桜通り十文字を経由する系統の一部について、桜通り十文字付近を起終点とすることなどにより、大通りを運行するバス路線を**3割程度削減**し、その分の車両や運転手を**幹線バスや循環バスに振り分け**、市内全域の公共交通ネットワークの充実を図る。
- ・ 引き続き、公共交通ネットワークの維持・充実方策やバス停等の施設などについてバス事業者と協議を進め、**ライトライン開業の2～3年前を目途に運行計画案を公表**し、その後、再編内容の周知や利用促進に取り組む。



関東自動車株式会社との基本協定の締結について

1 基本協定の内容

「ライトライン宇都宮駅西側延伸に伴うバス路線再編及び階層性のある公共交通ネットワークの維持・充実に関する基本協定書」

(1) 主な協定事項

ア 階層性のある公共交通ネットワークの維持・充実方策の検討等

- ・ JR宇都宮駅西側へのライトライン延伸とあわせて、ライトラインと地域内交通と効果的、効率的に連携したバス路線の再編を相互に連携・協力して実施
- ・ 公共交通ネットワークの維持・充実に向けて、将来にわたって民間活力を最大限に活用する適切な公的支援の在り方及び持続可能な手法を検討
- ・ 協定記載事項の円滑な推進に向けて、市と関東自動車株式会社との会議体を設置

イ 乗り継ぎ・乗り換え環境の充実

- ・ ライトラインや地域内交通、自転車等との乗り継ぎ・乗り換え環境の充実

ウ 公共交通の利用促進や公共交通ネットワークの持続的な改善と革新

- ・ 公共交通利用者数の増加に向けて公共交通の利用促進策を共同で企画・実施
- ・ 技術の進展（自動運転、AI技術等を想定）などへの柔軟な対応による改善と革新

(2) 有効期間

締結の日から駅西側ライトライン開業と合わせたバス路線再編後、一定利用が定着する期間
(その期間はバス路線再編後に両者協議の上、決定)